

時短要請協力金の概要

これまでの協力金
からの主な変更点

- ◆定額一律4万円/日 ⇒ 売上高等に応じた協力金支給（国モデルに準拠）
- ◆紙ベースの申請 ⇒ 電子申請導入を検討中（紙申請と併用）

1 要請期間

令和3年4月29日（木）21時～令和3年5月13日（木）5時
※ 令和3年6月1日（火）5時 に期間延長

2 対象区域

熊本市中心市街地（約2,200店）

3 対象者

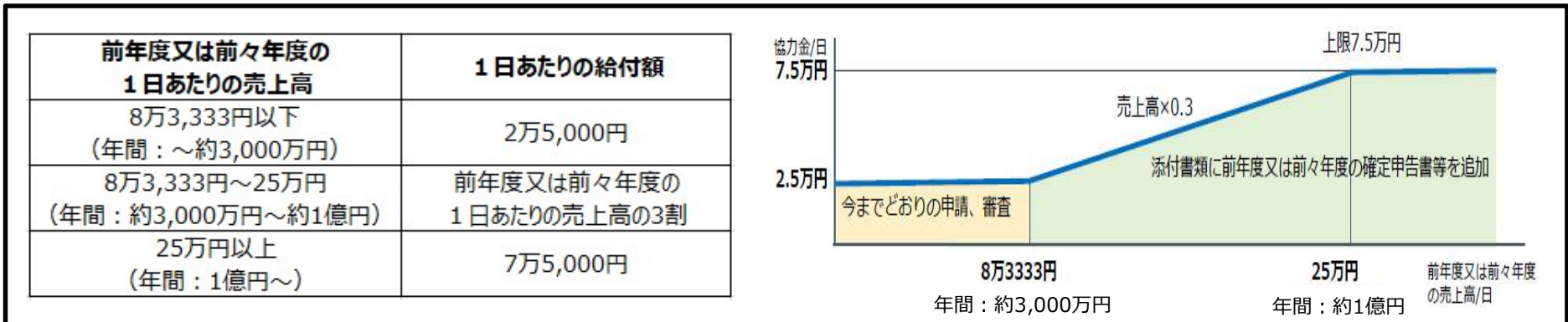
21時以降も営業している酒類を提供する飲食店等
※ 5月10日以降は、20時以降も営業している酒類を提供する飲食店等

4 要請内容

営業時間を21時までに短縮（酒類提供のオーダーストップは20時30分まで）
※ 5月10日以降は、営業時間を20時までに短縮（酒類提供のオーダーストップは**19時まで**）

5 交付額

<中小企業等（売上高方式）>



<大企業（売上高減少方式）> ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方

- ・コールセンターは4月27日（火）より開設
開設時間：9時～17時
Tel：096-333-2828、096-213-7090
- ・飲食店見回り実施予定